

令和7年度

第11回 佐々町農業委員会総会議事録

令和8年2月26日（木）

佐々町農業委員会

令和8年2月 第11回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和8年2月26日（木）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階委員会室

3. 開 会 令和8年2月26日（木）午後1時30分

4. 出席委員（16名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子 君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	7	荒木 武士 君
8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君	10	廣川 勝巳 君
11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	本山 元継 君				

5. 欠席委員（2名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君	推進委員	玉置 義則 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和7年度「ながさき女性農業者の集い」について

報告第2号 農地改良届について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(4) 審議事項

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

議案第31号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

議案第32号 非農地通知について

(5) 協議事項

○農業経営改善計画認定に係る意見聴取について（4件）

○令和7年度 農地等利用最適化推進施策等の改善に関する意見書について

(6) その他

①3月定例会の日程について

②その他

事務局長（作永 善則君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第11回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、實持会長から御挨拶をお願い致します。

会長（實持 雅祥君） 皆さん、こんにちは。来週から3月に入りますけど気温が高く暖かくなってきました。農作業の準備とかも本格的になってくるんじゃないかなと思います。事故ケガ等ないように十分注意されて本業に努められていただきたいと思います。

また年度末に近づき本年度の取り組みを振り返るとともに新年度に向けた準備を進める大切な時期でもございます。委員の皆様におかれましては引き続き地元の皆様の声を聞きながら、地元農業の発展のためにお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の定例会では議案事項が多数上程されています。慎重かつ的確なご審議をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

事務局長（作永 善則君） すみませんちょっと事前に説明をしないとイケなかったんですけど、事前配布の総会資料で、議事録署名委員のところでは濱野委員が今日急遽欠席なので北川委員さんの方をお願いする形をとらせていただいております。よろしくお願いします。本日の出席委員は12名です。濱野委員からの欠席届の提出がっております。最適化推進委員は4名です。玉置委員から欠席届の提出がっております。委員は定則数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を實持会長をお願い致します。

会長（實持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、7番、荒木委員、8番、北川委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

それでは、日程3、報告事項に入ります。報告第1号、令和7年度ながさき女性農業者の集いについて出席されました山下委員の方から報告をお願い致します。

3番（山下 夕見子君） 3番。2月6日、福田事務局と藤永委員と私で、ながさき女性農業者

の集いに行ってきました。講演は女性活躍のため、今から体を鍛える、頑張り続けられる体作りのコツということで健康運動指導士の馬場みゆき氏が大切なのは年齢のせいじゃない、体は使い方1日3分でOK。無理はしない、毎日少しずつ気持ちいい範囲でということで、筋膜はがし筋力体操を教えていただいたら、体が軽くなりました。自分も少しずつやってみようと思いました。事例発表は31歳の若さで700頭の和牛と精肉店もし、家畜人工授精所とハウスでアスパラも作っているそうです。3人の子供もいるのに、法人化会社も設立して頑張ってるすごいなと思いました。事例発表2は、農業者年金の話で戸別訪問されて2人加入されたそうです。とにかく若いうちに入ることがベストだそうです。大変勉強になり、男性委員さんも参加されてはどうでしょうか。大歓迎だそうです。以上で終わります。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。ないようですので次に進みます。

報告第2号、農地改良届けについて、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の3ページをお願い致します。報告第2号、農地改良等届出書について。申請者の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在につきましては佐々町迎木場免字扇坂〇〇〇〇、地目は田、面積が800㎡です。農地改良の理由としましては、作業道が急勾配で危険なため傾斜を緩やかにしたいが距離が短くできないため、下側の補助を埋め立てて同じ高さにするとのことで、場所につきましては、7ページの航空写真の方をお願い致します。黒枠で申請者自宅としてあるところから北側に200mほど進んだ所にありまして、青枠で囲んでいる所が今回の申請地となっております。次の8、9ページの方に現況写真をつけております。次のページの10ページ、11ページの方に工事の概要と計画をつけておりまして、11ページの計画図を見ながらご確認をお願い致します。こちら6号田より7号田に入る侵入路の方が急勾配で危険ということで、7号田を幅2.5m、長さ5.5mほど埋め立てを行い、傾斜を緩やかにするとのことで、横断図のAAが次の12ページの方になっておりまして、現況が黒で計画の方が赤になっておりまして、AAの方が22%上げるとのことで、このような形になるとのことです。次に10ページのその2の所になるんですけど、こちら7号田より8号田に降りる侵入路の方も急勾配で危険であるため、8号田を1.9m埋め立てて、7号田と同じ高さの圃場にするとのことで、次の12ページの横断図で言いますとBとBシャープの線の所で、赤枠でしてある所が埋め立てられる所となります。埋め立てる土砂につきましては、土砂仮置き場より搬入するとのことで、工事完了は本年の11月末とのことです。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご質問ありませんでしょうか。ないようですので次に進みます。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の13ページの方をお願い致します。農地法第18条第6項の規定による通知書について、基盤強化法の解約となります。賃貸人の方が〇〇〇〇、大久保秀成〇〇〇〇さん。賃借人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在が鴨川免字鴨川〇〇〇〇、地目が田、面積が607㎡です。場所につきましては16ページに航空写真を付けておりまして、〇〇〇〇の裏の農地、16ページ上青枠で囲んでいるところが解約される農地となります。説明については以上になります。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件につきましてご質問はありませんでしょうか。ないようなので次に進みます。

次に日程4、審議事項に入ります。議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の17ページの方をお願い致します。議案第33号、農地法第3条第1項の規定による許可申請承認についてです。土地の所在地につきましては、佐々町羽須和免字上里〇〇〇〇、登記地目が畑、面積が319㎡。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請の理由としては、売買となっておりまして、場所につきましては29ページの航空写真の方をお願い致します。場所につきましては、〇〇〇〇の脇から、ちょっと北側に行ったところになっておりまして、青枠で囲んでいるところが、今回の申請地となっております。内容としまして〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんと次の34号にもまたがるところなんですけど、〇〇〇〇さんの農地を宅地と雑種地も含め、売買される形となっております。今回の33号につきましては〇〇〇〇さんの農地のみとなります。説明は以上になります。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件につきまして、何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

11番（池田 晴良君） 11番。ここの申請地ですけれども、現場を見させていただきました。上の畑と下の畑と2件申請が出ていますけど、この下の畑は野菜を立派に作られておりましたので、ちゃんとした畑で維持管理されていたようです。上の畑は何も作られてはないんですが、昔は柿か柑橘か1、2本植えてあって、入口は半分ぐらい砂利をしか

りして、車が登り上がって、Ｕターンできるように、そういうところでした。それで、これ農地パトロールを毎年しているわけですが、ここの部分は非農地で扱いしたところじゃなかったですかね、上は。非農地になってない。我々が非農地ということで、見るところじゃなかったんですね。（ 私語あり ）

会長（寶持 雅祥君） 他に何かございませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第 33 号について承認することに賛成の方は、挙手をお願い致します。挙手多数ですので、承認することと致します。次に議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。31 ページの方をお願いします。議案第 34 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請承認についてです。土地の所在地につきましては、佐々町羽須和免字上里〇〇〇〇、登記地目が田、面積が 224 ㎡。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。申請理由が売買となっております、場所につきましては 43 ページの方をお願いします。場所につきましては、先ほどの 33 号の宅地挟んでの下の段の農地となっております、青枠で囲んでいるところとなります。こちら〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの分を宅地とか雑種地も含め買われる分となっております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第 34 号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので承認することと致します。次に議案第 35 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の 45 ページの方をお願いします。議案第 35 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請承認についてです。土地の所在地につきましては、佐々町口石免字森ノ木〇〇〇〇、と字川久保〇〇〇〇。登記地目がどちらも田、面積がそれぞれ 940 ㎡と 579 ㎡。合計 2 筆の 1519 ㎡です。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請理由としては売買となっております、場所につきましては 59 ページの航空写真の方をお願いします。2 筆とも〇〇〇〇の近辺の農地となっております、それぞれ青枠で囲んでいるところが今回の申請地となっております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

7 番（荒木 武士君） 森の木はですね、今までずっとイノシシでいろいろ多かったです。入

るもんで、今回買ってもらったという事で周りの人が喜んでいる状態なんです。今から耕作してもらえるとという事で良かったという事でするので報告しときます。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。他に何かありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第35号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので承認することと致します。

次に議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願い致します

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の61ページの方をお願いします。議案第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請承認についてです。土地の所在地の方が佐々町志方免字炭福〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、佐々町平野免字平野原〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目の方が、志方免の方が畑、平野免が田、面積の方が、合計7筆で3773㎡です。譲受人につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請理由としましては売買となっておりまして、場所につきましては80ページの航空写真をお願いします。志方免の方が80ページとなっておりまして、〇〇〇〇さんの脇の道から奥に入り込んだところで、青枠で囲んでいるところが志方免の申請地。81ページの方が平野免の方で申請者自宅と記してあるところの近辺の農地で、青枠で囲んでいるところが今回の申請地となっております。内容としましては、〇〇〇〇さん所有の佐々町の土地、農地以外も含め、〇〇〇〇さんが買われるとのこととです。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。の件につきまして、何かご意見ご質問はありませんでしょうか。はい、11番。

11番（池田 晴良君） これ買われた方にちょっと確認しますが、この志方の方は航空写真見たら木ばかりのようですが、これ農地にして使われますか。どうなんでしょう。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。82ページの写真を見ていただくと、〇〇〇〇の横から上っていく道が下の方に写っているんですけど、そこをさらに上りあがった上の段からさらに対象となる農地については、はしごをかけないと上に上っていけないような感じでもあるところで、ちょっと申し上げにくいところでいけば、その平野免の方の農地も、今回の譲渡人の方が佐々町にある自分名義の土地、資産関係をすべて売却したいという事が前提にあつて、正直セット販売になっています。

会長（寶持 雅祥君） 一旦休憩します。

（休 憩 午後 13 時 55 分）

（会議再開 午後 13 時 56 分）

会長（寶持 雅祥君） はい、それでは会を再開致します。議案第36号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。はい、挙手多数ですので承認することと致します。次に議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の87ページの方をお願いします。議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について。知事処分分となります。土地の所在地につきましては、佐々町小浦免字小丸山〇〇〇〇。地目が田、面積が306㎡。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的としましては、一般住宅の建築とのことで、場所につきましては94ページの方をお願いします。〇〇〇〇の方から小さい橋を渡ってすぐの農地で青枠で囲んでいるところとなっております。もともと〇〇〇〇が次の38号とかぶる分になってくるんですけど、もともと一筆だったところを分筆して、この青枠の面積に一般住宅を建築するとのことです。次の96ページの被害防除計画書の方をお願い致します。①の（1）の申請地の造成計画の内容としましてはアの盛土を最高0.6m、最低0.4m行い、（2）の被害防除措置としましては擁壁と防護柵を設ける。コンクリートブロックとフェンスも設置するとのことで、被害の発生する恐れはないとのことで、97ページの計画図上でいきますと赤枠で囲んでいるところにコンクリートブロックとフェンスを建てるとのことです。被害防除計画書の②の農業用排水につきましては（1）の雨水排水は自然流下、（2）の汚水（3）の生活雑排水は下水道とのことで、97ページの計画図上でいきますと青の矢印で引いているところが排水の流れとなっております。被害防除計画書の③の周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としましては、近辺に農地はないんですけど建物の高さを5.109m程度の高さに加減して建築するので被害は発生しないとのことです。説明は以上になります。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それでは地元委員の説明をお願い致します。

9番（松本 隆治君） 9番。この議案についてご説明申し上げます。2月20日金曜日、午後4時より行政書士の末永さん、本委員会より事務局書記の福田さん、最適化推進委員の玉置さん、そして私松本の4人で現地立会をさせていただきました。資料の94ページ、95ページを見ていただきたいと思います。ここは小浦免字小丸山というところで、〇〇〇〇から東側へ〇〇〇〇があるんですがその東側になりまして、地目が田んぼで長年ここは不耕作地でありました。町道小丸山線と隣接していますが土地自体が道より

30cmから50cmほど低く田んぼとして使用するのには水源がなく、また畑としては水はけが悪いということで農作物を作るには難しい場所だったのかなというふうに思われます。隣接する雑種地等については境界線がはっきりとしてありわかるようにしてありました。造成工事はほぼ盛土で行うで、擁壁防護柵を設けるとのことでした。雨水につきましては自然流下という事で汚水雑排処理については下水道が横を通っておりますのでそれを利用するという事で、隣接の住宅の方にはご説明も行っているという事でございました。以上ご報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第37号について転用やむなしと思える方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達致します。

次に議案第38号農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願い致します

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書103ページの方をお願いします。議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について。知事処分分となります。土地の所在地につきましては佐々町小浦免字小丸山〇〇〇〇。登記地目が田、面積が205㎡。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的としましては駐車場の建築とのことで、場所につきましては110ページをお願いします。先ほどの議案37号の申請地の上の段の赤枠で囲んでいるところが今回の申請地となっております、この青枠で囲んでいるところが住宅地アパートになるんですけど、このアパートの住民の方が駐車場として使われるとのことです。114ページの被害防除計画書の報告をお願いします。①の（1）申請地の造成計画内容としましてはアの盛土を最高0.6m、最低0.4m行い（2）の被害防止措置としましてはイの擁壁とオの防護柵を設けコンクリートブロックとフェンスを設けるとのことで被害の発生のおそれはないとのことで、115ページの計画図でいきますと赤線を引いているところにコンクリートブロックフェンスを設置するとのことです。次の被害防除計画書②の農業用排水関係につきましては（1）の雨水排水はウの水路放流、（2）（3）の汚水生活排水につきましては発生しないとのことで、115ページの計画図でいきますと、青い矢印で示しているところが雨水の流れとなります。③の周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としましてはエのその他で 近辺に農地もなく建物も建築しないので被害の発生はないとのことです。説明は以上になります。よろしくお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。補足の説明になりますけど110ページをみていただきたいんですけど、今回の申請地のところの周辺の青枠で囲ってあるところが今回の譲受人の関連するアパート経営をされている部分もありまして、そのアパートの駐車場が手狭になっているということでアパートの中間点にあたるところで駐車場を設けてアパートの住民さんのための駐車場整理をしたいということになっております。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。採決を行います。議案第38号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので県に進達いたします。次に議案第39号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の117ページをお願いします。議案第39号農用地利用集積等促進計画案の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による促進計画を定めるため、本委員会の承認を求めるとのことで対象の契約につきましては119ページから121ページに載せております。右端に番号をふっているんですけど1番から37番の分が、基盤強化法の契約期間が切れての更新の分になります。38番につきましては中間管理機構の再設定の分になります。始期が令和8年5月1日から令和18年の4月30日までの10年間の契約。金額につきましては、基盤強化法の契約の分で使用貸借、無償の契約だったものにつきましては引き続き無償の契約で、金納だった分は平地が1反1万円、中山間地が1反7千円の金額を基盤強化法での金納の金額を比較して安い方の金額を設定しております。全部で田の方が60筆、面積が68641㎡。畑の方が5筆で8872㎡、合計で65筆の77513㎡となっております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件につきまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第39号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので承認することと致します。

次に議案第40号非農地通知について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の123ページをお願いします。議案第40号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求めるとのことで、対象の農地につきましては125ページから127ページの方になっておりまして、こちら農業委員さんに農地パトロールを行っていただいてB判定と判

断された分になっております。赤線で消している分については、非農地の事前通知の案内締め切り後に非農地にしないしてほしいと申し出があった分で、この赤線で消している2筆については非農地リストからは外します。合計で108筆ありまして、面積が80151㎡となっております。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それでは確認のため休憩致します。

（休 憩 午後 14 時 14 分）

（会議再開 午後 14 時 47 分）

会長（寶持 雅祥君） はい、それでは会を再開致します。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。それでは125ページ以降の航空写真番号としてあるところの横の1番からの並び順の10刻みで意見の方の集約をさせていただきたいと思います。まず1番から10番の間で今回非農地としない、外す番号を言っていただけたらと思います。1番から10番の間でここは非農地にしないというところはございませんか。（なしの声）11番から20番までで外すところはないですか。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 今回の非農地対象には入れないということ、非農地にするしないどちら。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 事務局の作業でB判定をいただいている分は通知者の方にはどうですかという意向の把握はさせてもらって、明確に外したいと申し出があったところは既に外している状況です。そのままでお願いしますもしくは連絡等何もなかったところはそのまま資料の方に掲載しているところです。16から28までのところは今回の非農地判断からは外すということでよろしいですか。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 通知は既に出していて非農地にはしないでくださいという申し出はなかったところは今回あがってきている状態。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） これまでの履歴で行けば非農地判断の通知を総会をふまえて出させてもらう。その後でここはやっぱり作りますと申し出があつて非農地判断の取下げってことで総会議案に出したことは以前にあります。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） パトロールで回ってもらってB判定の対象者の方には通知を出している状況です。16から28は意向確認済みという整理で今回の非農地の対象とすることとよろしいですか。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 事務局のパトロール後の事務態様としてはA判定の分は利用を今後どうしますかという意向把握の通知、B判定であったところについては非農地判断どうしますかという意向の文書を出させていたいただいているところです。28まで済みという事で30番から40番まででここは外したいというところはないですか。（なしの声）41番から48番までで今回外しますというところはないですか。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 48は外す方向で。126ページの49から61番までのところで今回外しますというところはないですか。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 非農地にしないというところを言ってください。61番まではこのまま非農地にするという事でよろしいですか。62から72のところでは今回外すところの地番はありますか。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） すみません、濱野委員がパトロールで回られた結果のところについては後日事務局で濱野委員の方に確認させてもらっての通知を出すという事でよろしいですか。続きまして73から82までで、事務局の方に今日午前中電話があったんですけど、73、74、75の非農地の通知を見られて、今所有者の方が入院されている関係で病院から電話されてきたんですけど、自分で耕作するので非農地にはしないで下さいと申し出がっておりますので73、74、75につきましては今回の対象から外させていただきたいと考えております。よろしくお願いします。他82番までで外す対象のところはございませんか。（なしの声）次に83番から96番までの中で外す対象のところはございませんか。（なしの声）97番から最後の110番までのところで外す対象の地番はございませんか。（なしの声）再度125ページからの確認になりますけど今回の対象から除外するところが48番、73番から75番を外すかたちで、後は濱野委員がパトロールされているところは本人に確認してからの非農地通知の発行をさせていただきたいと思いますので、議長の方につながさせていただきます。よろしくお願いします。

会長（實持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それでは採決を行います。議案第40号

について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので承認することに致します。以上で日程4審議事項を終わります。

次に日程5協議事項に入ります。農業経営改善計画認定に係る意見聴取について。事務局から説明をお願いします。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の129ページをお願いします。農業経営改善計画認定に係る意見聴取について。認定農業者の更新分となっております。今回4件ありまして1件目の方が131ページの方をお願いします。〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。農業経営改善計画としましては132ページからとなっております。①の（１）営農類型につきましては5年後と変わらず露地野菜、（２）の年間所得につきましては5年後で141万円増やす、年間労働時間は400時間減らすとのことです。②の（１）の生産につきましては露地野菜と施設野菜の部分が変更になっておりまして5年後で作付面積が10a増やし、生産量が3470kg増やすとのことです。次の133ページの（３）の農用地及び農業生産施設につきましては変更はなしです。③の生産方式の合理化に関しましては特筆事項はなし、④の経営管理の合理化に関しましては現状白色申告、単式簿記記帳、目標は現状維持、⑤の農業従事の態様の改善に関しましては現状農繁期に臨時雇用を行い労力軽減を図っている、目標が現状維持です。

2件目が135ページ、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの分につきまして136ページの農業経営改善計画の①の（１）営農類型に関しましては5年後と変わらず複合経営を行う。

（２）の年間所得は50万増やす、年間労働時間は640時間減らす、②の（１）の生産は稲作の水稻の部分が作付面積は変わらず400kg増やし、施設野菜のいちごも作付面積は変わらず2000kg増やすとのことです。137ページの（３）の農用地及び農業生産施設につきましては変更はなしです。③の生産方式の合理化に関しましては特筆事項はなし、④の経営管理の合理化は現状簿記記帳を行い経営状況の分析に努めている、目標は農協の青色申告の検討を行う、⑤の農業従事の態様の改善は現状農作業の時期が重なり、時期的に過重労働となっており、目標が雇用により過重労働の分散を図るです。

3件目が139ページ、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。農業経営改善計画が140ページです。①の（１）営農類型は5年後と変わらず肉用牛、（２）の年間所得は変更なし年間労働時間は400時間減らす、②の（１）の生産が露地野菜は2000k減らす、合計の作付面積も5a減らすとのことです。141ページの（３）の農用地及び農業生産施設につきましては農用地の部分の所有地を5年後で20a増やすとのことです。③の生産方式の合理化は現状特筆事項はなく、目標廃業された方の空き牛舎を活用して生産性を向上させる、④の経営管理の合理化は現状青色申告、目標は

現状維持、⑤の農業従事の態様の改善は現状農繁期に臨時雇用を行い労力軽減を図っており目標は現状維持です。

4 件目が 1 4 3 ページとなっております、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの分です。
1 4 4 ページの農業経営改善計画の①の（１）営農類型は５年後と変わらず肉用牛、
（２）の年間所得は変更なし年間労働時間は５００時間減らす、②の（１）の飼料作物
部分が作付面積を２５０a 減らす。畜産部門につきましては肥育牛の生産量を１頭増や
すとのことです。1 4 5 ページの（３）の農用地及び農業生産施設につきましては借入
地を２５０a 減らすとのことです。③の生産方式の合理化は特筆事項なし、④の経営管
理の合理化は現状単式簿記記帳をしており、目標が経営分析を実施し、経営管理を充実
させていく。農協の青色申告の検討を行う、⑤の農業従事の態様の改善は現状特筆事項
なし、目標が飼料作の規模縮小に伴い、定期的な休日を確保するとのことです。説明は
以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問は
ありませんでしょうか。それでは異議なしとして農林水産課へ回答いたします。

次に令和 7 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について。事務局か
ら説明をお願い致します。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。1 4 8 ページをお願いします。基本的に去年提出させて
もらっている意見書の内容とちょっと修正させてもらったようなかたちで今回お作りし
ているんですけど、昨年度が申し訳ない状況で令和 7 年 3 月 2 5 日総会でその日に会長
から副町長に提出をさせていただいているところなんですけど、その時点っていうのが
前町長が逮捕された後っていうところで、その後町長選後上の方の執行体制が変わった
こともあり回答がまだもらえてないところでもあるのが申し訳ないところなんですけど、
そこもあって昨年度の現時点の時事的な物をちょっと変えさせてもらったところで今回
お作りさせていただいております。まず 1 4 9 ページが実際の内容というところにはな
るんですけど、ここは農業経営の基盤強化についてというところが基本的にはここが農
業を取り巻く環境が厳しくなっている部分が費用であったり後継者関係であったり、
鳥獣被害関係その他もろもろあるというところも踏まえた上で町が行う農業施策という
ところでの何らかの支援策応援をお願いしたいということでの内容でございます。

2 番目の新規就農対策が基本的には農外からの新規の参入のことを考えますと最初に
技術であったり設備投資であったりそれなりに費用もかかり、ノウハウっていうところ
もふまえてハードルが高いところになっている。佐々町の農家戸数が約 3 0 0 件あるう
ち兼業農家さんが約 9 割、専業が 1 割っていう流れの中で、今されている方のその後継

者が親元就農というかたちで生産者の個数を何とか維持確保できたらっていうところでこちらの方を入れさせてもらっています。親元就農が基本後継者の引継ぎっていうところで正直あるのが周りの農地に迷惑をかけないようにっていう事で自分の代までは何とか作るけど子供達には農業をすることを求めないって思ってもらっしやる方も多々いらっしゃるのを何とか変わっていく方向に国県市町村の農業施策の方に繋げて良い方向にもってってもらいたいというところでの2番の方を書かせていただいております。

3番が農地中間管理機構が実施する特例事業による所有権移転等についてというところなんですけど、これが昔あっせんっていうかたちで態様していた部分の制度が変わった部分で今日お配りしているこの用紙を見てもらいたいんですけど、農地に関する課税（原則）ってしてあるのがネットにあったのをそのままプリントアウトしたところで、農地を所有している場合とか権利移動した場合とかそれなりにかかってくる税金関係をあらわにしたものなんですけど一般的に農地の売買というところに特化したかたちの部分で裏面の方を作らせていただいたところのこの分の説明をさせていただきたいなと思いますので、手元の方に資料をお願いします。基本的には農地を売った場合、上の方の段が売り手売られる方、下の方が買い手の方の税目手数料っていうところで売り手の方を見ていただくと所得税国税という事で（国）ってしています。住民税が町ということで（町）、取り扱い手数料っていうかたちで書かせてもらっているんですけど制度が通常時っていうのが左手から三つ目のところ、その次の現行っていう意味で特例事業（中間管理機構）って書いてあるのが令和7年1月1日以降の制度です。それでもう一つ右隣の旧あっせん事業（町）ってしているところが令和6年12月31日までの制度でございます。まず一番上の所得税からですけど、通常の3条による手続きの場合は譲渡益っていうのが販売金額その土地の代金から取得費自分で土地を購入された場合はその経費として差し引きますよ、相続の場合だったら取得費の相当額が販売金額の5パーセントという取り扱いになっているんですけど、そこから譲渡に係る費用っていうのを差引いて所得税については15パーセント、同じ計算式で税率が5パーセントっていうのが住民税のところになります。ここでいう特例事業っていうのが中間管理機構が扱う部分っていうのが譲渡益っていうところからマイナス800万ができる制度です。その内容については旧あっせん事業、町が農業委員会の方で行っていた部分もマイナス800万っていう特別控除がありました。結果的には通常の3条売買ではなくあっせん事業に乗っていた場合については通常としてあるところの税率の15パーセント5パーセントをかける前に最高で800万を減額することができた制度です。それと取り扱い手数料っていうところが3段目になりますけど以前農業委員会がさせてもらって

いた時は手数料は完全に無料で農業委員会事務局職員が事務手続きをして法務局の方に登記の作業までしていたところが、今特例事業で中間管理機構がする場合は農地の売買価格の2パーセントをかけてそこに消費税をかけた金額が手数料という事で納付するかたちになります。下の米印のところなんですけど基本的には国民健康保険税、75歳以上の方の後期高齢者医療保険料と介護保険料っていうのが住民税の課税額によって金額が高くなっていきますので、3条申請等で農地の売買があった次の年っていうのが保険料の金額が高くなってしまいます。そこに現行でいけば中間管理機構が執り行う特例事業の800万の特別控除があったら譲渡益からその800万を除いたところで国民健康保険税とかの所得割ってところが計算されるかたちになるのでそれがないと基本的には農地を売る方っていうのは翌年度の税とか料金負担が高くなる現状になっておりますので窓口等で相談があった場合は所得税住民税その後の国民健康保険税医療保険分介護保険料分を含めて販売金額の4割くらいは翌年度の税負担料金負担のためにちょっとストックしてくださいみたいなかたちの説明を相談があった時にはしている状況です。

続きまして農地を買った場合というところで買い手の方のまず1番目に登録免許税というのが通常は町の固定資産税の評価額の2パーセントなんですけど、特例あつせん事業の場合は2パーセントから1パーセントというかたちで税率の軽減がっております。次に不動産取得税の県税なんですけど通常は固定資産税評価額の4パーセントというのが特例事業あつせん事業に該当した場合は3分の1を控除した金額の4パーセントという計算になっております。取り扱い手数料というのが先ほどの特例事業を使った場合の売り手買い手ともに中間管理機構に納付すべき金額というのが出てきております。農業委員会の方で以前あつせん事業というかたちでしていた時は無償という取り扱いです。通常の3条の場合、通常時農地法3条売買の税率等というところに書いているのが個人さんで法務局の方に手続きができる方は自分でされる方もいらっしゃると思うんですけど基本的には司法書士さんとかにお願いして所有権移転登記の手続き等を取られる場合はその費用報酬等が発生するということです。今回ネックになっているのが真ん中の方に書かせていただいている特例事業中間管理機構部分の要件というのが以前からするとかかなり厳しくなっていて基本的には①ですけど認定農業者か認定新規就農者しか手続きができない、以前の町のあつせん事業ではちょっと認定農業者に準ずる者っていうところでちょっとほんわかしたかたちで対象者は申請ができていたところで更にそのハードルを高くしているのが2番3番の方に続いてきて買い入れ後の経営面積が基準面積以上ということでここがうちの町の場合が県の方とまだ調整ができていない状態なんですけど農林水産課の方で作っている農業計画の中の畜産であつたり米であつたりいち

ごであったりとか農業の経営類型に基づく基準面積以上っていうところが発生しております。ネット上で調べたところ雲仙市でちょっと規模が大きいところにはなるんですけど経営面積が7.5ha以上じゃないとこの制度は使えませんっていうかたちでうたっているところもございます。あとは③が買い入れ地を含めて1ha以上の団地が必要、中山間地であれば0.5haというところが今までのあつせん事業にはなかったハードルの高いものとなっているので資料の149ページの方に戻りますと今までより使い勝手が悪い制度になってしまっているというのを使い勝手や良い制度の方に変えていってくださいというのを県が国、あとは中間管理機構の方をお願いをしてくださいという内容でございます。

最後の4番目につきましては昨年度と同じ内容で事務局の職員体制を堅持してくださいという内容でございます。今一旦説明をさせていただいたんですけど今後の流れとしましては今回協議していただくということで協議事項の方にあげさせてもらっているんですけど一旦はこの内容で今現時点でどういうふうにした方が良いというご意見があれば意見の方をいただきたいと思うんですが今後3月10日までをめどとして個別に追加してもらいたいというところがあれば事務局の方まで連絡をしていただきたいと思います。その後再度3月の五役会で修正した部分の意見書を五役会の方に諮り再度3月の総会の中で最終原案をみてもらったなかでそこをふまえて町長の方に再度提出ということで事務手続き上は進めさせて頂きたいと思います。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 何かございますでしょうか。

5番（築城 武美君） 5番。38条に基づいて意見書を出すことができるという規定ができてから意見書を町長宛に出すんですが担当窓口は農林水産課が回答書を作って町長と協議をしてこれで農業委員会に答えていいですかという流れになるんですか。それとその時に農業委員会事務局長もこれに答えを出すように農業委員会が作ったものに対して農業委員会事務局長が答えを出すという方法になるのかなとちょっと気にしているということと、もう一つは農業委員会を農業委員の方がどれだけ理解をしてこの要望書に反映させるんだろうかという話をこの前五役会の中でしたんですが、例えば特定事業と書いてあるけど町長から特定事業とはどういうことか説明せよと言われた時に、はいそうですかと言って農業委員会会長が答える。だから結果的にいうと用語の理解をしておかないとこの意見書の答えにつまずいて、そういう話が出たときどうなるかという話をこの前の五役会でちょっとしたんですけど、そのために例えば税金の話とか含めて何か農業委員が理解できるこういうパンフレットみたいな一部書き出しをしていたらどうですかという話をしたんです。そして局長に頑張ってくださいって所有権移転した時の課税

の問題とか介護保険料がどうなるとか健康保険料がどうなるとかそういうことを含めてこの一覧表を作っていただいたんです。他にも用語がいろいろあって親元就農という言葉がここに出てきておりますけど親元就農に対して結果的には親が農業しているけれども子どもが農業を継がないっていう傾向があるので結果的には定年をしたら第二の就職は農業だっていうかたちになるように後継者の制度を整備したらどうですかという話を先日聞いて、親元就農の子ども達、親が農業していれば子ども達も何らかのかたちで農業を後継していくという方法をもっと町が応援をしたらどうですかとかそういう話を、この親元就農の話をちゃんと理解しとかなないと佐々の役場の中でも親が農業しているけど子どもが公務員、定年したら農業はしないというパターンが現実にはあります。たくさんの兼業農家があつてごく一部の方しか専業農家がない、要するに1割が専業農家でそういうふうなことを含めて意見書を出せば農業委員会として分かっているところがあるんでしょう、だからそのことをわかりやすく一覧表にしたものがないかということをご提案申し上げて五役会で議論をした結果としてこういう話が出てきております。そういうふうに農業委員が理解をしておかないと意見書が反映できないことがあるとそれに答えるのが組織上は役場の場合は農林水産課が窓口になって意見書をもとに答えを書いていかないといけない、ましてや農業委員会事務局と農林水産課課長が兼務をしていた場合は自分が質問して自分が答えを書かないといけない、こういうパターンになるから現実的には農業委員会が委員が言葉をちゃんと理解をするようなパンフレットの導き方を何か作っておいた方がいいですねという話を五役会でさせていただいているところがございます。今後は3月の総会に諮ったものがまた五役会に戻されて五役会で議論して提出しようとかいう話になるみたいですからそういうことを含めて農業委員がしっかり言葉を理解しないといけないよねという話を五役会ではさせていただきましたのでよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。先ほどの説明のなかで答えは出ていたみたいなんですけど一旦会長から町長に渡してもらって農業施策の担当課ってことで農林水産課の方で回答を練って町長の決着を取ったところで回答をいただくといった流れになります。但し4番の内容についてはちょっと農業委員会の方の問題でもありそこは人事担当課でもある農業委員会の事務局から人事担当課でもある総務課の方にまず町長へのお願いが真っ先なんですけど実務上としては総務課の方に再度確認といったかたちで対応させていただきたいと考えております。そういうことで1, 2, 3番のところが農林水産課対応というかたちになりえるのかなと考えております。よろしくお願いします。

会長（實持 雅祥君） 他に何かございませんでしょうか。

5 番 (築城 武美君) 5 番。もう 1 点ですけど例えば地域計画っていうのを農業委員会にきて県の農業会議からはっぱかけられて地域計画を立てろ立てろと言われてせつかれましたよね。しかし作ったのは農林水産課です。それでこの前見せてもらったこういうのがありますっていうのが去年の 3 月に作られて 4 月 1 日に告示をされている、それは計画なのか経過なのかわからないような地域計画になっている。それで地域計画というのは発展性をもったものでなければいけないけれども計画の分が全くない地域計画が公表されているんですね。それで農業委員会はその計画があったことも完成していたことも分からなかった時代がありますけどもこういうものが担当から渡りましたというくらいの話で、地域計画自体が農業を営むにあたってどうしたらよいかという問題解決になっていないというのが私の感想ですが、そういうことも含めて担当課が農林水産課っていうところになるので農業委員会事務局は単なる外郭組織の会としてそこにあって、しかしはっぱかけられるのは農業委員会にだけはっぱかけられて、農林水産課は何をしているのかなっていう状況だったなと思っています。結果的には地域計画はすでに佐々町の場合は作られておりましてその計画をまともに見るとこの佐々町地域計画は大丈夫だろうかと思うことがあります。しかし地域計画は変更していく随時プラスしていくというものになっているようですからその旨変更をどんどんしていって地域計画に反映させていくように心がけたいというのが地域計画に関する中身の感じです。言わない方が良かったのでしょうか。そういうふうに感じておりますのでよろしく肝に銘じてもう少し気合を入れたいなと思っています。事務局よろしくお願いします。

事務局長 (作永 善則君) 事務局長。農業委員会事務局と農林水産課との連携のところもちょっと見直すべきところがあるのかなとは正直実感しております。最終的に申し訳ないのが地域計画ができましたと委員の皆様方にお配りしたのが 4 月 1 日以降の遅い時期になってしまっていることもございますし、今回の協議事項でも認定農業者の更新の分とかについても今回書記の福田が説明させていただいたんですけど、実際に聞き取った内容以降の委員さんからの質疑があった時には農業委員会事務局レベルではここに書いてある内容以上のことはちょっと答えきれないような状態もありますので、農林水産課からの意見聴取と同意を求めるとかそういった案件等があったときには農林水産課の職員を総会の時に控えさせてその案件のところに来ると農林水産課の職員に説明をさせて意見を求めるという事務処理の流れに変えていきたいなということで、そこが 4 月以降体制的なものも変わりますので新たな課長とかも含めたところで今後の対応を最適化というか望ましい事務処理の流れの方に変えていきたいなと考えております。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。他に何かありませんでしょうか。先ほど事務局から説明がありましたとおりの日程で調整して提出させていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは日程6に移ります。その他について事務局から説明をお願いします。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。（6）のその他の部分なんですけど3月の定例会の日程についてです。五役会の方が3月17日の火曜日、13時半から3階農業委員会事務室、総会が3月26日木曜日、13時半から3階委員会室としております。よろしくお願い致します。

会長（寶持 雅祥君） 他に皆様の方から何がございませんでしょうか。以上で本日の日程がすべて終了いたしました。会を閉会致します。お疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 15 時 35 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 寶持 雅祥

会議録署名委員 北川 英明

会議録署名委員 荒木 武士